



免税店における 電子化した在留証明 (e-証明書)の対応について

2025年3月24日より、在外公館で紙で交付されている在留証明に加え、電子化した在留証明(e-証明書)の交付が開始されます*。上記に伴う、免税店における対応について、以下のとおりお知らせします。

現行の 手続



① 在外公館にて申請*
※オンライン申請も可能

② 審査

③ 在外公館にて
紙の証明書を受け取り

④ 免税店等で使用



在留証明 (e-証明書)

2025年3月24日から追加



① オンライン申請

② 審査

③ オンライン受け取り

④ 免税店等で使用

※書面に印刷
もできます

ポイント

2025年3月24日以降、日本人の一時帰国者がe-証明書を持参する場合における免税店の対応は次のとおりとなります。なお、**印刷された在留証明(e-証明書)により手続することも可能です**(外務省HPでは次のとおり案内しております)。

在留証明(e-証明書)はダウンロードし書面に印刷することができます。また、この書面は、免税店での免税手続における証明書類(在留証明)として用いることができます。在留証明(e-証明書)での手続ができるかは、前もって各免税店にご確認ください(免税店においては、引き続き書面の提出を求められることがあるため、**在留証明(e-証明書)を書面に印刷して持参した方がスムーズに免税購入手続を行える可能性があります**)。

	提示を受ける場合 ※在留証明(e-証明書)(書面印刷)の提示を含む	メール等により データ受領し保存する場合	在留証明(e-証明書)(書面印刷)の 提出を受け保存する場合
購入記録情報の設定	確認した内容を設定します (現行に比べ簡素化した内容も可能*1)	備考欄に「データ保存適用」と設定	備考欄に「紙保存適用」と設定
保存するもの	購入記録情報として保存 (現行と同様)	受領データ*2	提出を受けた書面 (現行と同様)

*1 設定する情報は、裏面Q3をご参照ください。 *2 電子帳簿保存法上の「電子取引」に準じて一定の要件に従い、7年間保存する必要があります。

Q&A

Q1. 2025年3月24日以降、現行の在留証明(書面)での免税販売手続に変更はありますか。
 ➔ 変更はありません。引き続き、在留証明(書面)での免税手続は可能です。

Q2. 在留証明(e-証明書)(印刷した書面含む)が本物かどうかを確認する方法はありますか。
 ➔ 外務省の真正性確認検索サイトにアクセスのうえ、証明書番号とアクセスコードを入力することで確認することができます。

在留証明(e-証明書)サンプル

- ① 証明書番号
- ② アクセスコード

真正性確認検索結果

真正性確認検索サイト
(①、②を入力)

※サンプルは別紙参照

Q3. 「e-証明書」(書面印刷を含む)の提示を受けた場合に認められる「簡素化された購入記録情報」とは、どのような情報を入力するのですか。

➔ 「e-証明書」に記載されている発給年月日、証明書番号及びアクセスコードを入力します。詳しくは、こちら(国税庁Q&A)をご参照ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/0024012-153_01.pdf



国税庁 Q&A

Q4. 「e-証明書」の提示やそのデータの受領に対応していませんが、この場合、どのように免税手続をすればよいですか。

➔ 「e-証明書」を印刷した書面の提示又は提出を受けることで、免税手続をすることが可能です。

相談窓口

地域	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL:011-290-2700	北海道経済産業局 産業振興課 TEL:011-709-1728
東北	東北運輸局 観光企画課 TEL:022-791-7509	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL:022-221-4914
関東	関東運輸局 国際観光課 TEL:045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL:048-600-0286
中部	中部運輸局 観光企画課 TEL:052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:052-951-0597
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL:025-285-9181	
近畿	近畿運輸局 国際観光課 TEL:06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:06-6966-6025
中国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL:082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:082-224-5655
四国	四国運輸局 観光企画課 TEL:087-802-6735	四国経済産業局 商務・流通産業課 TEL:087-811-8524
九州	九州運輸局 観光企画課 TEL:092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:092-482-5511
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部観光課 TEL:098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL:098-866-1731

在留証明(e-証明書)サンプル

真正性確認検索結果

M 24-50149-EF7S

形式 1

在留証明願

令和〇年〇月〇日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を 使う人 (※ 1)	外務 太郎	生年 月日	昭和 30 年 1 月 4 日
代理人氏名 (※ 1)		申請者との関係 (※ 1)	
申請者の 本籍地 (※ 2)	〇〇県△△市□□町××番地		
提出理由	免税販売手続	提出 先	免税店

私(申請者)が現在、次の住所に在住していることを証明してください。

現 住 所	日本語:	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り 299
	外国語:	299 Park Avenue, New York, NY 10171, U. S. A.
この場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※ 2)		平成 20 年 2 月 15 日

(※ 1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※ 2) 申請理由が恩給、年金受給手続又は提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

① 証明書番号

在留証明

証 第 M 24-50149-EF7S 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和〇年〇月〇日

在ニューヨーク日本国総領事館
特命全権大使 富士 三郎

② アクセスコード

アクセスコード: ZNTTNE



証明書検索可能期限: 令和〇年〇月〇日
交付情報は QR 及びリンクより確認できます。
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/electronic/certificate>



真正性確認検索サイト

(①、②を入力)

申請情報

発行日付: XXXX-XX-XX

氏名: 外務 太郎

証明書の種類: 在留証明 (形式1) (日本語) ※現住所の証明 (日本の関係機関提出用)

証明番号: M 24-50149-EF7S

証明書情報

形式 1

在留証明願

令和〇年〇月〇日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を 使う人 (※ 1)	外務 太郎	生年 月日	昭和 30 年 1 月 4 日
代理人氏名 (※ 1)		申請者との関係 (※ 1)	
申請者の 本籍地 (※ 2)	〇〇県△△市□□町××番地		
提出理由	免税販売手続	提出 先	免税店

私(申請者)が現在、次の住所に在住していることを証明してください。

現 住 所	日本語:	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り 299
	外国語:	299 Park Avenue, New York, NY 10171, U. S. A.
この場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※ 2)		平成 20 年 2 月 15 日

(※ 1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※ 2) 申請理由が恩給、年金受給手続又は提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証 第 M 24-50149-EF7S 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和〇年〇月〇日

在ニューヨーク日本国総領事館
特命全権大使 富士 三郎

この件に対する問い合わせ先

発行公館名称: 在ニューヨーク日本国総領事館

在外公館HP URL: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

照会先電話番号 (代表又は領事部直通): 000-000-000